

27 鳥獣被害防止総合対策交付金

【9,500(9,500)百万円】
(25年度補正予算 3,000百万円)

対策のポイント

野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応し、地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵等の整備等の鳥獣被害防止対策を総合的に支援します。

<背景/課題>

- ・野生鳥獣の生息数の増大とともに分布域が拡大し、農作物被害金額は年間約200億円となっています。
- ・野生鳥獣による被害は、経済的被害のみならず、営農意欲の減退や耕作放棄地の増加をもたらす一因ともなっており、地域の実情に応じた鳥獣被害防止対策が必要不可欠となっています。
- ・特に、24年3月に鳥獣被害防止特措法が改正されたことを踏まえ、鳥獣被害対策実施隊の設置促進・活動強化や、より効率的・効果的な対策を推進する必要があります。
- ・また、鳥獣被害防止対策を効果的に進めるため、環境省等と連携して、鳥獣捕獲の担い手の確保や捕獲活動を一層強化する必要があります。

政策目標

- 早急に鳥獣被害対策実施隊の設置数を1,000に増加
- 野生鳥獣の捕獲数の増加
- 事業実施地区における鳥獣被害の低減等の事業総効果 255億円*

※ 侵入防止柵の耐用年数期間中における被害低減等の総額

<主な内容>

地域ぐるみの鳥獣被害防止の取組に対する支援

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組を支援します。具体的には、

- ・侵入防止柵、処理加工施設、捕獲技術高度化施設等の整備
 - ・捕獲や追い払いをはじめとした地域ぐるみの被害防止活動
 - ・被害軽減に確実に結びつく新技術の実証
 - ・農業者団体等による鳥獣被害防止のための取組
 - ・県域を越える複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策の取組
 - ・都道府県が主導して行う広域捕獲活動等の取組
 - ・地域の指導者の育成や捕獲鳥獣の食肉利用の促進等の対策
- 等へ支援します。

特に、被害防止活動の担い手である鳥獣被害対策実施隊に対しては、実施隊が中心となっておこなわれる活動について補助率のかさ上げ等重点的支援を行います。

<各省との連携>

- 環境省 ・鳥獣保護法に基づき、鳥獣保護管理に係る人材育成、シカ・イノシシ等の保護管理を強化するための実態調査等、捕獲の推進を支援

（補助率：1/2以内等）
（事業実施主体：全国協議会、地域協議会、民間団体等）

（お問い合わせ先：
生産局農業環境対策課鳥獣災害対策室（03-3591-4958））

鳥獣被害防止総合対策交付金

○野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応し、地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵等の整備等の鳥獣被害防止対策を総合的に支援します。

【鳥獣被害防止総合対策交付金 9,500(9,500)百万円】

ハード対策

【事業内容】

- 侵入防止柵等の被害防止施設
- 捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設(高度衛生水準の施設を含む)
- 焼却施設
- 捕獲技術高度化施設(射撃場)

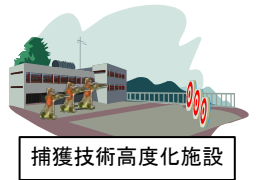
【事業実施主体】

地域協議会、地域協議会の構成員

【補助率】

1/2以内(条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内)

※ 侵入防止柵の自力施工を行う場合に、資材費相当分の定額補助が可能

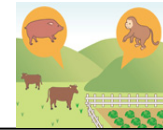
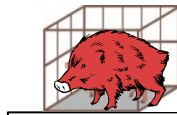


ソフト対策

【事業内容】

○鳥獣被害対策実施隊等による地域ぐるみの被害防止活動

- ・ 発信器を活用した生息調査
- ・ 捕獲機材の導入
- ・ 鳥獣の捕獲・追い払い
- ・ 放任果樹の除去
- ・ 緩衝帯の整備
- ・ 捕獲に関する専門家の育成支援
- ・ ICT等を用いた被害軽減に確実に結びつく新技術実証 等



○鳥獣被害対策実施隊の体制強化に向けた農業者団体等民間団体が取り組む鳥獣被害総合防止活動

○都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、実施隊員確保のための人材育成活動

○鳥獣被害防止活動の地域リーダーや捕獲鳥獣の食肉利用の専門家の研修 等

【事業実施主体】

地域協議会、民間団体 等

※ 地域協議会の取組については、侵入防止、個体数調整、生息環境整備の複数の対策を実施する地域を対象とする(ハード対策も同)

【補助率】

1/2以内等

※ 鳥獣被害対策実施隊が中心となって行う取組や実施隊の活動強化のための取組、新規地区の取組、農業者団体等民間団体の取組は、定額(市町村(1団体)当たり原則2百万円以内)

※ ICT等を用いた新技術実証等高度な対策への取組は、定額(市町村当たり原則1百万円以内)

